

第三次佐久市総合計画 策 定 方 針

令和 7 年 5 月
佐 久 市

1 計画策定の趣旨

(1)策定の趣旨

佐久市総合計画は、人口減少の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の変化に的確に対応し、持続的に発展できるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画であり、市の施策を展開する上での最上位計画に位置付けられます。平成 29 年 3 月には「第二次佐久市総合計画（計画期間：平成 29 年度～令和 8 年度）」を策定し、将来都市像「快適健康都市 佐久」の実現に向け、各種施策を展開してきました。

令和 8 年度に第二次佐久市総合計画が計画期間の満了を迎えることから、引き続き諸課題に適切に対処しつつ広い視点に立ち、力強いまちづくりを積極的に進めるとともに、健全財政に配慮した計画的・効率的な行政運営を進めるため、令和 9 年度を初年度とする「第三次佐久市総合計画（計画期間：令和 9 年度～令和 18 年度）」を策定します。

(2)「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」との一体的な策定

人口減少という喫緊の課題に対し、地方創生を目的とする「佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略」を、本市の総合的な振興・発展を目的とした総合計画に包含するとともに、国が推進する地方創生 2.0 の考え方を踏まえ策定します。

(3)「第三次国土利用計画(佐久市計画)」との一体的な策定

現行の「第二次国土利用計画（佐久市計画）」を引き継ぎ策定する、「第三次国土利用計画（佐久市計画）」は、市土の総合的かつ基本的な利用に関する長期計画であり、市における土地利用に関する指針、各種計画の基本となるものです。

第三次佐久市総合計画と開始時期が同じであり、基本構想に即して作成することが望ましいことから、総合計画と一体的に策定します。

2 策定にあたっての基本方針

(1)策定に当たって配慮すべき視点

ア 人口減少、少子・高齢化社会への対応

人口減少に歯止めをかけ、本市が将来にわたり活力ある持続可能なまちを実現するため、次に掲げるまちづくりを推進することにより、対応を図っていく必要があります。

- ◇ 「健康長寿」や「豊かな自然」、「高速交通網の充実」といった特徴や、これらがもたらす「暮らしやすさ」といった、本市の卓越性を生かしたまちづくり
- ◇ 地域の一体感の醸成による「均衡ある発展」に重ねて、先人たちが築き上げてきた地域ごとの特徴を磨き上げ、その個性を生かす「特徴ある発展」に資するまちづくり
- ◇ 人口流出の抑制や流入の呼び水となる「シビックプライド」の醸成につながる、市民が誇りを持てるまちづくり
- ◇ 佐久地域の特徴である教育移住といった若い世代の移住の契機となる、結婚・出産・子どもの入園や入学などのライフステージの変化する時期を目掛けた対策など、若い世代のニーズに応える魅力あるまちづくり
- ◇ 人口や財政の規模に照らした、最少の投資で最大の効果を目指すまちづくり
- ◇ ジェンダー平等や柔軟な働き方などを推進し、多様な人材が活躍できるまちづくり

イ 未来的視点の導入 ～変化に対応し、持続的に成長できるまちへ～

新たな佐久市の飛躍につながる計画とするため、次に掲げる点を踏まえ、10 年先、さらにはその先の未来を見据えながら、時代の変化を強みにつなげ、持続的に成長していけるまちづくりを進めていく必要があります。

- ◇ 中部横断自動車道や北陸新幹線の全線開通など、高速交通網のさらなる発展による生活・経済・交流などの変化
- ◇ ブロックチェーンとデジタルトランスフォーメーション（DX）の多角的な展開の動きを捉えた、急速に進化するデジタル・新技術の積極活用によるデジタル社会への転換
- ◇ 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換するグリーントランスフォーメーション（GX）の推進
- ◇ 経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指す SDG s（持続可能な開発目標）など、世界基準に照らした取組の推進による国際的な課題解決への貢献
- ◇ 地方においても例外でない、グローバル化の加速的な流れを踏まえた、世界を視野に入れた交流・結びつきの深化・拡大
- ◇ 社会経済情勢の変化に的確に対応した仕組みの構築と官民連携による民間活動の活発化

ウ 「機能集約・ネットワーク型まちづくり」の推進

地域の活力を維持するとともに、将来にわたり安心・安全な暮らしが営めるよう、地域の特徴を生かした拠点形成を図るとともに、道路や情報通信インフラの整備といった“物理的なネットワーク”や、地域公共交通や情報提供などの“サービスのネットワーク”など、周辺地域との様々なネットワークの再構築・最適化に資する取組を進める必要があります。

(2)策定方法についての基本的な考え方

ア より市民にとって分かりやすい計画づくり

政策や施策を検討する際には、エビデンス（証拠）を意識しながら立案作業を進めるとともに、可能な限り目標の明確化と達成指標の数値化を図り、達成状況や成果に基づく検証・評価を公表するなど、市民にとって分かりやすい計画づくりを行います。達成指標については、第二次佐久市総合計画まで設定されている「市民満足度」の踏襲を前提とせず、より市民が施策効果を把握しやすい指標設定を検討します。

イ 情報公開と市民参加による計画づくり

広報紙・ホームページ等の活用や、住民説明会等の実施により、市民と行政の情報共有に努め、計画策定の透明性及び公平性の確保を図ります。また、市民意識調査、ワークショップやパブリックコメント等の実施により、計画策定段階から多くの市民の参画を得る中で、市民の意識・意見の把握や対話を通じ、現状と課題や目標等について共通の認識を持ち、市民と行政との協働による計画づくりを行います。

ウ 社会経済情勢変化への対応を念頭に置いた計画づくり

施策目標を盛り込むとともに、施策評価等による進行管理が可能な計画内容とすることで、P l a n（計画）、D o（実施）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の4つの視点に基づくPDCAサイクルの循環による継続的な改善を図ることができ、計画づくりを行います。

また、現代社会においては先行きが不透明で将来の予測が困難となる中、変化に対して迅速かつ柔軟な対応が求められています。そこで、OODA ループの観点も取り入れながら、課題に対して柔軟かつ迅速に対応できる計画を目指します。

OODA（ウーダ）ループ

「Observe（観察、情報収集）」・「Orient（状況、方向性判断）」・「Decide（意思決定）」・「Act（行動、実行）」の頭文字をつないだ言葉で、意思決定の手法。

PDCA サイクルと異なり、計画を立てるステップがないため、スピーディーな意思決定を行うことが可能。また、外的要因による変化を考慮したり、予想できなかった変化があれば、途中で前の段階に戻ったり、状況に応じて任意の段階からループを再開することも可能。

エ 重点事項を明確化した、戦略性を持った計画づくり

将来を見据え、計画の策定段階から、重点的に何に取り組むのか、優先して何に取り組むのかを明確にするなど、戦略性を持った計画づくりを行います。

(3)国土利用計画策定に当たっての基本的な考え方

長野県が策定した「第五次国土利用計画（長野県計画）」（平成28年9月策定）を基本とし、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展を図ることとし、佐久市域における土地利用に関する行政上の指針を示す計画づくりを行います。

3 計画策定の構成と期間

(1)基本構想

時代の潮流や本市の特性を踏まえ、10年先の将来に向けてのまちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を明らかにし、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針とするものです。

(2)基本計画

基本構想の施策の大綱に基づき、その基本理念と将来都市像を実現するために、実施すべき具体的な施策の方向性と内容を示した計画です。

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応するため、5年経過後に見直しを行い、後期基本計画を策定します。

(3)国土利用計画(佐久市計画)

基本構想で定める目指すべき将来像を実現するため、次の事項を定めます。

(ア) 市域における土地の利用に関する基本構想

(イ) 市域における土地の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

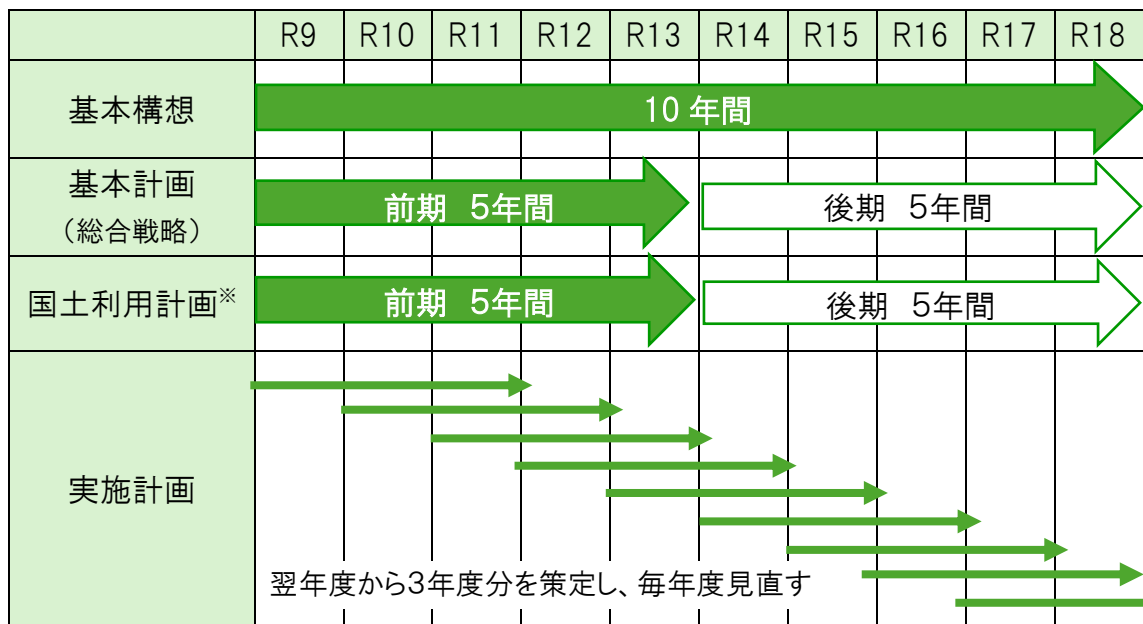
(ウ) (イ)に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市の土地利用の状況を踏まえ、5年経過後に見直しを行います。

(4)実施計画

基本計画に定められた施策に基づき、事業を計画的かつ効果的に推進するため、翌年度から始まる3年間の実施計画を、毎年度、作成します。

基本構想・基本計画とこの実施計画の連動によって、計画的に事業を展開します。



※国土利用計画の目標年次：令和 18 年度、基準年次：令和 6 年度（統計資料等から各土地利用区分の面積が網羅的に把握できる直近の年度のため）

4 計画策定の進め方

計画の策定に当たっては、多様な主体の参画により計画策定を進めます。

(1)総合計画審議会

学識経験者や各種団体からの推薦者、公募委員からなる総合計画審議会を設置し、市長からの諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議を行います。審議会には部会を設置して、全体審議のほか分野ごとの部会審議を行います。

(2)市民意識調査(市民アンケート・中高生アンケート)

市民アンケートを実施し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握します。また、中高生アンケートを実施し、佐久市の将来を担う中高生が考える意見や課題を把握します。

(3)ワークショップ

ワークショップを開催し、これまでの市の取組や今後の取組などに対する意向を把握します。

(4)住民説明会

住民説明会を開催し、計画策定に関する説明を行い、各地域の課題や意見・要望等を把握します。

(5)意見・提言募集(パブリックコメント等)

計画策定当初から、計画案に対する意見・提言を募集し意見を把握するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表します。

また、出前講座などから出される意見も把握します。

(6)各種団体等からの意見聴取

各種団体等から意見聴取し、意見や課題等を把握します。

5 策定体制

庁内における計画策定作業は、次の組織を中心として進めますが、職員は総合計画が本市の最上位計画として行政運営の基本方針となることを認識し、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の創意と叡智を結集し、計画策定にあたるものとしします。

(1)企画調整委員会

計画策定に関する調査・審議は、副市長を委員長とし、市長が任命した部長職により構成される企画調整委員会において行い、必要な調整を図ります。

(2)企画調整幹事会、土地調整幹事会

計画策定に当たり、企画調整委員会が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、企画課長を幹事長とし、市長が任命した課長職から構成される企画調整幹事会及び土地調整幹事会において調査及び検討を行います。

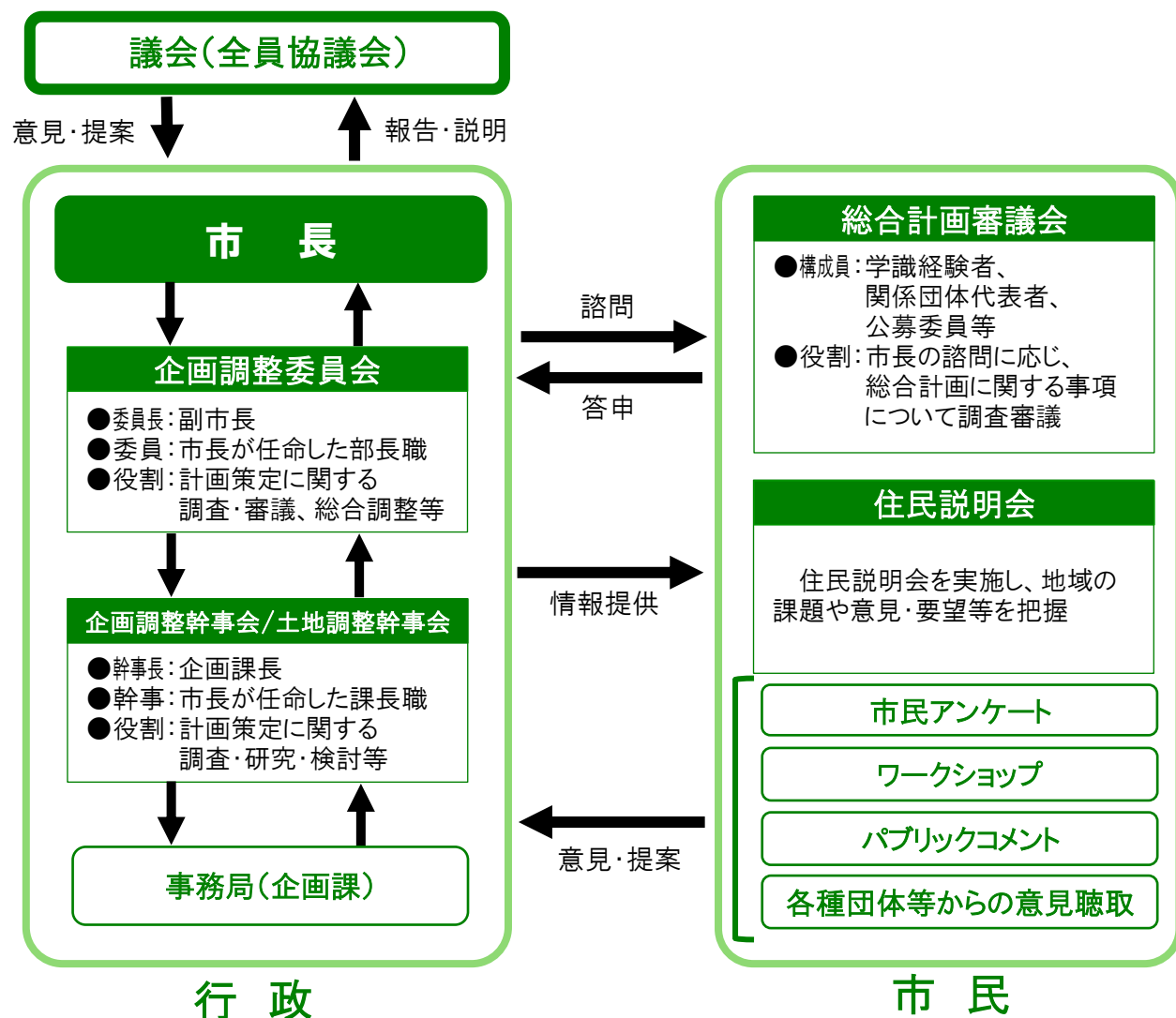
(3)事務局

事務局を企画部企画課に置き、計画策定に関する全般の調整と庶務を行います。

6 市議会

市議会での基本構想の議決に先立ち、計画の策定段階に応じて、議会全員協議会において説明するなど、市民の代表である議会との十分な意見交換に努めます。

■ 策定体制図



■ 7 策定スケジュール

令和7年度と令和8年度の2か年で策定します（「別紙1」参照）。

■ 8 その他

国・県等の計画及び広域計画との整合性に配慮するとともに、他市町村との連携や機能分担などにも配慮するものとします。

このため、計画の区域は本市の行政区域を対象としますが、広域的な配慮を要する案件に関しては、本市の行政区域外についても考慮します。

(別紙1)

第三次佐久市総合計画策定スケジュール

